鳥屋野校区コミュニティ協議会会長 様

鳥屋野小学校大規模化対応に係る提言(素案)

鳥屋野小学校地域検討会

1 はじめに

日頃より地域発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、現在、鳥屋野小学校区は、世帯数が約7千世帯となり、さらに土地区画整理事業による宅地造成などにより、今後も人口の増加が見込まれます。それに伴い、鳥屋野小学校の児童数も増加を続け、教育委員会の推計では、平成35年度の通常学級において1,237人になるとし、また学級数は40学級に達すると見込まれており、現在の鳥屋野小学校の校舎では、教室が不足することが予想されています。

そこで、現在抱えている(1)鳥屋野小学校の課題の解決を第一に考え、(2)まちづくりと関連する課題を含めて、地域として十分考慮し解決を図る必要があります。

2 現在抱える課題

(1)鳥屋野小学校の課題

鳥屋野小学校では、平成21年の現校舎供用開始時と比較して全校児童が約90人増加し、本来、会議室や特別教室として使用していた部屋を教室として使用しなければならない状況となっています。

また、今後の児童数増加により、体育館及びグラウンドの狭隘化や特別教室、給食調理施設の不足への対応などが必要になってくることが予想されます。さらに、学校行事への保護者・地域住民の出席などに施設規模の面から支障が生じる可能性もあります。

今後の児童数増加傾向から予想されるこれらの課題の解決を踏まえ、これからの鳥屋野小学校の教育環境の改善を図っていく必要があります。

(2)まちづくりと関連する課題

学校は、本来の教育活動の場であるだけでなく、地域住民のコミュニティ拠点や災害時の避難場所でもあります。現在の鳥屋野小学校は、県道1号線と信濃川の間に位置しており、県道の東側の校区には、コミュニティの拠点となる地域人口に見合った公共施設がありません。

鳥屋野小学校の大規模化への対応策については、旧鳥屋野小学校跡地の活用も視野に入れながら検討していく必要があります。

3 協議の要旨

鳥屋野小学校地域検討会は、これらの諸課題を包括的に解決すべく、特に次のことに配慮し協議を重ねて参りました。

- (1) 公教育を行う上で、子どもたちにとって良好な教育環境を創り、十分な教育活動が行えるよう、学校規模をできるだけ適正にすること。
- (2) 今後、狭隘化が予想される鳥屋野小学校の校舎などの学校施設を、子どもたちの教育活動に支障が出ないようにすること。
- (3) 校区内の公共施設立地のバランスも考えた鳥屋野小学校の大規模化対応策を立案すること。

上記の協議をふまえ、以下に提言をまとめましたので、実現に向けご検討下さいますようお願いします。

将来の鳥屋野小学校大規模化への対応について、地域としての要望を反映させるため、新潟市と新潟 市教育委員会に対し、地域の総意として下記に示す内容の要望書を早急に提出していただきますようお 願いいたします。

記

地域の将来を担う子どもたちが伸び伸びと学び育ち、また、円滑な自治会活動と発展的なまちづくりができ、鳥屋野小学校がより一層地域から愛され未来の子どもたちにも誇れる学校となるよう、次の要件を満たすような学校大規模化への対応を要望します。

- 《要件1》鳥屋野小学校の大規模化が解消されるまでの間,緊急的な対応として,鳥屋野小学校区(認可地域を含む)の児童の上山小学校区への学区外就学の特例措置(希望により申請のあった児童だけ上山小学校へ通学)を設けること
- 《要件2》児童数の増加に伴う鳥屋野小学校の教育環境を崩さないよう、学校施設を必要に応じて増築 や改修を行うものとし、特に次のことに留意しながら地域の意見を十分に聞くこと
 - (1) 教室不足に伴い校舎を増築する場合、その規模と設置箇所について十分検討し、教育活動に支障がきたさないよう十分な教室数を確保すること
 - (2) 児童数の増加に対応した学習活動が展開できるよう、体育館や特別教室、教材等の教育環境を十分確保すること
 - (3) 大規模な児童数から生じる教育課題に対応できる教職員の配置及び教職員数の増加に対応した環境整備を行うこと
 - (4)給食調理施設など教育活動を支える学校施設についても改修等を行うこと
 - (5) 多くの児童が安全に通学するための通学路の整備を一層進めること
- 《要件3》 増築や改修が完了するまでの間,仮設校舎の設置等の対応を速やかに行い,大規模であって も新潟市内のほかの適正規模の小学校と変わらない教育環境を保つこと
 - (1) 仮設校舎の設置等にあたっても要件2に挙げた付帯事項(1)~(5) に十分留意すること
 - (2)地域と学校との連携した事業をこれまでと同様に行うことができるよう、会議室、多目的室、駐車場の確保等の環境整備に努めること
 - (3) 教育環境整備を行うにあたっては、随時、鳥屋野小学校教職員と連携して進めること
- 《要件4》関連する自治会、地域住民、保護者に対して十分な説明を行い、混乱を招かないようにする こと